

背景と現状

地球環境への配慮やSDGs・ESG投資の観点から木材利用への機運が高まる

- 「地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定)」
 - ・目標として、2030年度に2013年度比で温室効果ガスの26%減を公約。
- 経済界や企業などでは、SDGsの推進やESG投資の観点から、木造建築物に注目する動き
 - ・一部デベロッパーなどでは、先駆的に木造ビルの建築が始まっている。
- 建築基準法の改正(令和元年6月施行)
 - ・4階建て以上でも木材の断面を厚くすることにより、木が見える形(現し)での施工が可能に。
- 2050年 カーボンニュートラル宣言(令和2年10月)
 - ・2050年カーボンニュートラル宣言に伴うグリーン成長戦略(令和2年12月)
 - ・地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明(370自治体 令和3年4月現在)

木造建築の普及拡大が求められている



★: 林業・木材産業分野が貢献する目標

※環境不動産とは

- ・持続可能な社会の構築に向け、環境面からみて価値の高い不動産のこと。
- ・周辺環境に配慮された設計、省エネルギー構造、周辺環境への負荷が小さい、建設から廃棄までのCO2(二酸化炭素)排出量が少ないなどの配慮が行われている不動産。

課題

1 木造建築物を環境不動産として評価し、環境面からの優遇措置が必要

- ・木造建築物は鉄筋コンクリート造などと比べ法定耐用年数が短いことなどを理由に、金融機関が資産価値を低く評価するケースが見受けられる。
 - 地方の銀行などでは、法定耐用年数などを参考に鑑定しているケース
 - 不動産研究所においても、木造事例が少なく、木造建築物の鑑定が難しい
 - 木造の環境に対するメリットへの評価もされていない

2 施主、建築士に対する木造建築に関する情報の不足

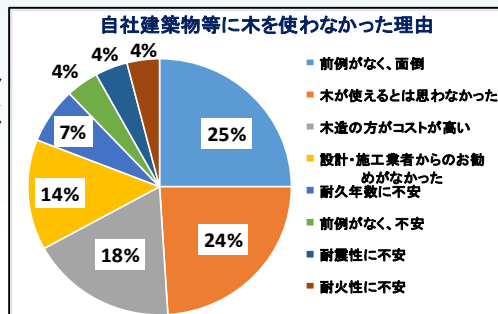
- ・木造建築は、設計・施工に関する技術の向上などにより、中層規模の木造ビルの建築は可能となっているが、建築事例が少なく、他工法と比較してデータが少ない
 - 非住宅建築物が年間5万棟程度整備されている。そのうち約3割が木造でほとんど3階建て以下と規模が小さい(延べ床面積では木造が1割以下のシェア)

- ・建築士、施主、金融機関などに木造建築物や木の有するメリットや、コスト、耐久性、耐震性などに対する情報提供が必要不可欠

・経済同友会のアンケート調査

- 木造建築に対する耐久性や耐震性などに対する誤解

出展: 地方創生に向けた“需要サイドからの”
林業改革(経済同友会)



政策提言

木造建築物を環境不動産として評価し、施主のメリットを高めることにより、国産木材の利用拡大を図り、カーボンニュートラルや都市と地方の均衡ある発展などにつなげるよう、以下の支援を強化するよう提言します。

提言1 木造建築物の環境不動産としての評価確立と優遇措置

- SDGsやESG投資の指標に則した科学的根拠に基づく木材利用効果の整理
- 木造建築物の環境及び経済的な価値の評価方法の確立
- 木造建築物の炭素の固定量に応じた税制面や建築支援などへの優遇措置

提言2 施主、建築士等への木造建築に関する情報(メリット)発信

- 木造建築を検討している施主に対して、専門家によるアドバイスを行う提案・相談窓口の設置及び運営に必要な予算の十分な確保
- 木造建築物や木材が健康面・快適性などにおいて優れていることについて、建築事例を活用した科学的な分析及びメリットの発信
- 店舗・オフィス空間など非住宅建築物の木造化・木質化・木製品の導入に対する予算の十分な確保
- 木材利用に取り組む民間企業ネットワークによる建築促進



効果

- CLTをはじめとする木造建築物の整備促進
- 建築時におけるCO₂排出の抑制等による都市の脱炭素化の推進
- 間伐などの森林整備促進によるCO₂の吸収量の拡大
- 中山間地域の活性化、都市と地方の連携した発展に寄与

2050年カーボンニュートラルの実現に貢献
(経済と環境の好循環の創出)

